

2024年12月18日

各位

会社名 株式会社 A C S L
代表者名 代表取締役CEO 鷲谷 聡之
(コード番号: 6232 グロース)
問合せ先 取締役CFO 早川 研介
(TEL. 03-6456-0931)

**第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行、
並びに株式会社村田製作所との業務提携に関するお知らせ**

当社は、2024年12月18日（以下「発行決議日」といいます。）付の取締役会において、株式会社村田製作所（以下「村田製作所」といいます。）及びCVI Investments, Inc.（以下「CVI」といいます、村田製作所と合わせて、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）に対する第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。）の発行（以下「本第三者割当」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、当社は、発行決議日付の取締役会において、下記「Ⅱ. 本業務提携の概要」に記載のとおり、村田製作所との間で業務提携に関する契約（以下「本業務提携契約」といいます、当該契約に基づく業務提携を、以下「本業務提携」といいます。）を締結することについて決議いたしましたのでお知らせいたします。

I. 本第三者割当の概要

1. 本新株予約権付社債発行の概要

(1) 払込期日	2025年1月10日
(2) 新株予約権の総数	48個
(3) 各社債及び新株予約権の発行価額	社債：金 31,250,000 円 (各社債の額面金額 100 円につき金 100 円) 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
(4) 当該発行による潜在株式数	1,427,212 株 上記潜在株式数は、当初転換価額で転換された場合における最大交付株式数です。 上限転換価額は 1,401 円であり、上限転換価額における潜在株式数は 1,070,663 株です。 下限転換価額は 584 円であり、下限転換価額における潜在株式数は 2,568,493 株です。
(5) 調達資金の額 (差引手取概算額)	1,480,000,000 円
(6) 転換価額及びその修正条件	当初転換価額 1,051 円 2025年8月6日、2026年2月6日、2026年8月6日、2027年2月6日、2027年8月6日、2028年2月6日、2028年8月6日、2029年2月6日及び2029年8月6日（以下、個別に又は総称して「修正日」といいます。）において、当該修正日以降、当該修正日に先立つ10連続取引日において株式会社東京証券取引所（以下「東

	京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の 売買高加重平均価格の最も低い金額(1円未満の端数切り上げ)の 90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正さ れる。但し、修正日にかかる修正後の転換価額が下限転換価額を下 回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とし、修正日に かかる修正後の転換価額が上限転換価額を上回ることとなる場合 には転換価額は上限転換価額とします。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による
(8) 割当予定先	村田製作所 32個 CVI 16個
(9) 利率及び償還期日	利率：年率2% 償還期日：2030年2月8日
(10) 償還価額	額面100円につき100円
(11) その他	当社が各割当予定先との間で締結した本新株予約権付社債に係る 引受契約(以下、個別に又は総称して「本引受契約」といいます。) において、本新株予約権付社債の譲渡(但し、CVIとの間で締結し ている本引受契約においては、CVIにおける管理コスト削減の観点 で、Bank of America、J.P. Morgan及びGoldman Sachs & Co.並 びにこれらのいずれかの関連会社に対する譲渡を除外することと されています。)等には、当社の事前の書面による承諾を要するこ と等が規定されています。 また、本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法によ る有価証券届出書の効力発生を条件とします。 なお、本引受契約においては、本引受契約に定める当社の表明及び 保証が、重要な点において真実でなく又は不正確であることが判 明し、当社がその違反を是正するべき旨の通知を受けた後30営業 日以内にその違反が解消されない場合等、本引受契約に定める事 由が生じた場合において、割当予定先が当社に対して書面等によ り、残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の買入消却を求 めたときは、当社は、当該全部又は一部の本新株予約権付社債を本 社債の金額100円につき金100円で買い入れ、買い入れた本新株 予約権付社債に係る本新株予約権及び本社債を消却する旨が規定 されています。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、ドローン専門メーカーとして、黎明期に求められる概念検証(PoC)を通して「特化すべき用途」を明らかにし、特定した有用な用途について用途特化型機体を開発し、社会実装を実現するために用途特化型機体の量産体制の構築・販売を行っております。ドローン市場を取り巻く環境は、オペレーションの効率化・無人化に向けたドローンを含むロボティクスの導入や脱炭素化・EV化の手段として、ドローンの有用性が認知されつつあり、世界的に利用が広がっております。加えて、地政学的リスクの高まりや不安定な世界情勢などから、経済安全保障やセキュリティへの関心が強くなっております。

国内ドローン市場を取り巻く環境では、地政学的リスクの高まりや不安定な世界情勢などから経済安全保障への関心が強くなっており、日本政府はドローンの調達にあたり、公共の安全と秩序維持等に支障の生じるおそれがある業務等に用いられるドローンの調達は、セキュリティが担保されたドローンに限定し、既に導入されているドローンについても速やかな置き換え

を実施する方針を公表しております。

当社は2022年1月に示した中期経営方針「ACSL Accelerate 2022」に基づき、「持続可能なグローバル・メーカーへ」進化するための取り組みを推進してまいりました。事業環境は当時の想定より厳しい状況となっており、売上・収益力向上を重視した事業全体の改革を進めることが急務となっております。具体的には、幅広く展開してきた市場、用途及び製品について、収益性の改善を目的とした「選択と集中」を行い、大幅な売上増加を前提としない黒字化を実現できるコスト構造へ転換すべく「リソースの最適化」を行います。「選択と集中」としては、小型空撮機体の強みを活かせる経済安全保障、脱中国製品が明確である日本の政府調達及び米国等海外市場の点検・災害対応分野に注力いたします。加えて、物流分野としては日本郵便株式会社との機体開発及び社会実装に向けた体制構築に注力いたします。「リソースの最適化」としては、注力事業領域に合わせて研究開発テーマの中止、日本国内の人員最適化及び連動する間接費用の削減を実施したうえで、成長市場となる米国をはじめとした海外市場への再投資を行います。

国内における直近の進捗としては小型空撮分野にて、防衛省の外局である防衛装備庁が実施した入札で「SOTEN」が採用されるなど、「選択と集中」での注力する領域である、防衛省を含めた政府調達への取り組みを進めております。当社の小型空撮ドローン「SOTEN」については、今後も顧客からのフィードバックなどをもとに機能改善を進め、需要創出を図ってまいります。また、物流分野においても、日本郵便株式会社と共同で開発を進めてきた物流専用の新型ドローンにて、同社による「レベル3.5(補助者なし目視外飛行)での配送試行」が実施されました。日本郵便株式会社及び日本郵政キャピタル株式会社とは、2021年6月に資本業務提携を行っており、レベル4対応の物流専用機の開発をはじめ、今後もドローン物流の社会実装の推進とドローン市場の拡大に向けて連携を進めてまいります。

海外ドローン市場においては、日本以上に経済安全保障への関心が高く、昨今の世界情勢の状況により転換期を迎えております。特に当社グループが展開を進めている米国ではNational Defense Authorization Actにより、ロシア製や中国製ドローンの政府調達が禁止されており、加えて、中国製ドローンメーカーのDJI社は、2022年10月より米国国防総省の「中国軍事関連企業」に指定されるなど、経済安全保障を強く意識した施策が行われております。また、台湾においても2023年1月にドローンの政府調達に関わる方針が発表され、セキュリティに対する懸念から中国製ドローンの政府調達が制限されております。当社グループはセキュリティが担保された国産ドローンを有しているのみならず、企業向け対応及び用途特化型をキーワードとしたポジショニング形成が可能であり、海外におけるセキュアなドローンへの需要にも対応することができる可能性が高く、当社製品は海外市場においても十分に競争力を持つ製品であると認識しております。

米国市場では官庁・社会インフラ関連企業にて利用されている中国製ドローンからのスイッチングを目指し、カリフォルニア州の当社子会社ACSL, Inc.を2023年1月に設立し、同社のCEOには、直近まで、米国大手ドローンソフトウェア開発企業であるAuterion社や中国製ドローンメーカーのDJI社にて、北米の企業向けドローン市場において大きな成果を発揮してきました、シンシア・ホァン(Cynthia Huang)が就任しております。また、米国市場進出に向けて、当社グループグローバルCTO兼ACSL, Inc.の取締役であるクリス・ラービ(Chris Raabe)が米国に駐在し、海外市場の立ち上げ、技術開発をリードしております。米国市場において、当社製品の販売、サポート、修理及びサービス支援を行うディストリビュータとして、合計9社と販売代理店契約を締結しており、これらのディストリビュータを通じて、全米で販売を展開しております。当社は2023年11月に米国市場向けのSOTENの販売輸出許可を取得し、同年12月より販売を開始しており、2024年12月期においては、Almo Corporation社(DBA ExertisAlmo)より500台の受注を獲得しております。

台湾市場については、台湾に拠点を置く台湾翔棋科技股份有限公司(Xiangqi Technology社)、台湾先創國際股份有限公司(SENTRA社)及び台湾敦陽科技股份有限公司(Stark Technology社)

との間で、2023年8月に台湾市場における当社製品の販売に関する戦略的販売代理店パートナーシップに関する覚書(MOU)を締結し、2023年12月にXiangqi Technology社との間で台湾エリアにおける販売店契約を締結し、台湾市場での販売を進めております。

インド市場への進出については、2023年5月に現地パートナー企業(Aeroarc社)との間で今後2年間で総額3,000万米ドル(4,050,000千円相当(1米ドル=135円で算定))のドローン及びロボティクスに関するプロジェクトを検討及び具体化していくための戦略提携覚書(MOU)を締結しました。同MOUに基づき、ArcV Holdings Private Ltd.よりインドにおける地上走行ロボットの販売として1,097万米ドル(1,701,519千円)を2024年12月期第2四半期に計上しております。

海外展開に向けた投資としては、現地規制、認証に対応する機体のカスタマイズ及び輸出規制への対応、加えて、販売体制の構築などを積極的に進めていく予定です。

当社グループの研究開発投資は、短期的な利益を追求のではなく、中長期的な成長を実現するために戦略的かつ積極的に研究開発費を投下する方針を維持し、各種用途特化型機体の機体開発、量産体制の構築を進めるとともに、プラットフォーム技術の強化を行ってきました。なお、当社は、経済産業省令和4年度第2次補正予算「中小企業イノベーション創出推進事業」(SBIR事業)に係る事業者へ採択され、「行政等ニーズに応える小型空撮ドローンの性能向上と社会実装」事業として新たな小型空撮ドローンの開発を進めており、2024年12月期第3四半期連結累計期間において、当該事業に係る研究開発費が400,125千円計上されております。

以上の結果、第3四半期連結累計期間の連結業績は、売上高2,128,393千円(前年同四半期比223.8%増)、営業損失1,523,069千円(前年同四半期は営業損失1,398,374千円)、経常損失1,589,418千円(前年同四半期は経常損失1,444,245千円)、親会社株主に帰属する四半期純損失1,656,383千円(前年同四半期は親会社株主に帰属する四半期純損失1,458,026千円)となりました。

当社は2021年7月に日本郵政キャピタル株式会社を割当先とした第三者割当、2023年2月にCVIを割当先とした第三者割当、また2023年11月に海外募集による新株発行を実施しております。後述のとおり、現在において、これらの資金調達により調達した資金について一定程度の充当が進んでいる状況でございます。特に、2023年3月に日本で初めて実施をしたレベル4飛行対応に関連する開発、また、用途特化型機体の開発フェーズから量産フェーズへの移行に伴う事業投資を行っております。加えて、海外事業において、参入前の想定以上の市場ポテンシャルを踏まえ、積極的な展開を進めております。

一方で、株価が2023年第1回新株予約権の行使価額を超えて推移している期間においては、割当先による行使が進んでおらず、当該新株予約権の行使による資金調達は実行されておられません。なお、2023年第1回新株予約権の未行使分は消却せず調達手段として維持する方針です。

上記の外部環境、事業進捗を踏まえた際に、2023年第1回新株予約権の行使による資金調達が実行されていないことや、現状の財務状況を考慮し、さらなる事業拡大を見通し、戦略の実現を加速させるための資金調達が必要であるとの判断をするに至り、その結果、当社は、本第三者割当を行うことを決定いたしました。

(2) 資金調達方法の概要及び選択理由

① 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、割当予定先に対し本新株予約権付社債を割り当てることにより、払込期日に当社が資金を調達する仕組みとなっております。本新株予約権付社債の転換価額は1,051円に当初設定されていますが、発行後半年毎に転換価額が修正されます。すなわち、本新株予約権付社債の転換価額は、当該修正日以降、当該修正日に先立つ10連続取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い金額(1円未満の端数切り上げ)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。但し、かかる修正後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合に

は転換価額は下限転換価額となり、また、修正日にかかる修正後の転換価額が上限転換価額を上回ることとなる場合には転換価額は上限転換価額となります。なお、本新株予約権付社債の転換価額の修正にあたっては上記のとおり上限転換価額が設定されており、これにより株式価値の希薄化が促進されるおそれがあります。また、上限転換価額の修正率は、下限転換価額の修正率よりも低く設定されております。当社としてもこの点を軽視するものではありませんが、修正率は、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債と同様の修正率を採用しております。また、当社にとって上記「(1) 資金調達の主な目的」に記載のとおり本第三者割当を行う必要性があり、当社の今後の事業の発展を実現するために村田製作所と交渉していく中で、最適な資金調達方法を模索した結果、このような条件となりました。

② 資金調達方法の選択理由

当社は、上記「(1) 資金調達の主な目的」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討してまいりましたところ、2024年10月に村田製作所から今後の事業面に関する連携の可能性及び本第三者割当の提案を受けました。

当社は、本新株予約権付社債の発行により、当社の資金需要に対し一定の金額を発行時点で調達することができるため、今般の資金調達を選択いたしました。

また、当社は今回の資金調達に際し、以下の「(本第三者割当の特徴)」及び「(他の資金調達方法との比較)」に記載されている点を総合的に勘案した結果、本第三者割当による資金調達方法が、既存株主の利益に配慮しながら当社の将来の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定いたしました。

(本第三者割当の特徴)

[メリット]

- ① 本新株予約権付社債の発行により、証券の発行時に全額の資金を調達することが可能となっております。
- ② 本新株予約権付社債の発行により、将来的な自己資本の拡充が期待可能でありつつも、段階的に転換が行われることが期待できるため、株価インパクトの分散化が可能となります。また、下限転換価額が設定されていることにより、当社株価の大幅な下落に伴い、過度に低い水準で転換が行われることがないように設計されております。
- ③ 本第三者割当は、村田製作所との中長期的な協業関係の構築も目的としており、本新株予約権の行使により取得する株式の中長期的な保有が期待されるため、株価に短期的な悪影響を及ぼす可能性が一定程度抑制されると考えられます。

[デメリット]

本第三者割当については、下記のデメリットが存在しますが、上記のメリットは、当社にとって下記のデメリットを上回る優位性があるものと考えております。

- ① 本新株予約権付社債については、発行時点においては会計上の負債であり資本には参入されず、一時的に負債比率が上昇します。
- ② 本新株予約権付社債については、上限転換価額が付されており、上限転換価額を超えて株価が上昇した場合でも転換価額は上限転換価額を上回って修正されることはないため、株価上昇時において当社がメリットを受けられる範囲は限定されています。
- ③ 本新株予約権付社債には利息を付しておりますので、本新株予約権付社債について年率2%の利息を支払う必要があります。
- ④ 第三者割当方式という当社と割当予定先のみでの契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

(他の資金調達方法との比較)

- ① 公募増資等により一度に全株を発行すると、本第三者割当と同様、一時に資金を調達できる反面、株式市場における需給悪化に伴い株価に短期的な悪影響を及ぼすおそれがあると考えられます。また、一般投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法として適当でない判断いたしました。
- ② 本新株予約権付社債には年率2%の利息が付されていますが、普通社債の発行や銀行借入については、本新株予約権付社債に上記の利息が付されていることと比較してもなお金利コストが高くなる可能性があること、今回の資金調達においては資本の増加による財務健全性の向上も重視していること、及び、新株予約権付社債はその全てが転換されれば当社が償還義務を負うことはなくなる一方で、普通社債の発行や銀行借入は、当社が償還義務・返済義務を負うため、将来的に確実に調達資金相当額のキャッシュアウトが生じてしまうことから、今回の資金調達方法として適当でない判断いたしました。
- ③ 株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法として適当でない判断いたしました。
- ④ いわゆるライツ・イシューには、発行会社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、発行会社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューは、上記の株主割当増資と同様に、割当先である既存投資家の参加率が不透明かつ十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法としては適当でない判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第304条第1項第3号aに規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。
- ⑤ 新株予約権による資金調達については、同手法の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に、行使により発行又は交付される株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。当社が一定期間内に確実に資金調達を行う必要がある中で、資金調達の時期や金額が確定できず、必要な資金を調達できないリスクのある新株予約権の発行による資金調達は、今回の資金調達方法として適当でない判断いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額	1,500,000,000円
発行諸費用の概算額	20,000,000円
差引手取概算額	1,480,000,000円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、本第三者割当に係る登録免許税、弁護士費用、本新株予約権付社債の公正価値算定費用その他事務費用（有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び反社チェック調査費用等）の合計です。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額1,480百万円の具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

具体的な用途	金額（百万円）	支出予定時期
① 機体の開発及び評価等の研究開発費及び量産に関わる事業投資	1,040 百万円	2025 年 1 月～2026 年 12 月
② 海外事業拡大のための研究開発費を含む運転資金	440 百万円	2025 年 1 月～2026 年 12 月
合計	1,480 百万円	-

- (注) 1. 機体の開発及び評価等の研究開発費については、村田製作所との協業に基づき生じる費用を含みます。
2. 支出予定時期までの資金管理については、当社預金口座で適切に管理する予定であります。
3. 本引受契約において、当社及び割当予定先は、本第三者割当に基づき割当予定先から払い込まれた資金を、上表の用途、金額及び支出予定時期に従って用いる旨を合意しております。

上記表中に記載された資金用途に関する詳細は以下のとおりです。

① 機体の開発及び評価等の研究開発費及び量産に関わる事業投資

当社は用途特化型機体の量産化及び社会実装を目指しており、機体の開発・評価及び機体の量産を行っており、それにかかる事業投資として資金を充当する予定です。具体的には当社が注力している小型空撮機体については、基本性能の向上、さらなる品質向上に加え、主要顧客からのフィードバックを踏まえた新機能開発、他社サービスとの連携機能の開発を行います。また、小型機体に加え当社が保有するプラットフォーム機体におけるセキュア対応や新たな用途の探索等に関する開発及び機体の評価に充当する予定であります。開発においては村田製作所との連携を通じて村田製作所が開発・生産する半導体デバイスのドローンへの搭載の検討を進めます。開発面のみでなく、生産面においては製造工程、調達体制、販売管理体制のさらなる強化、また、部材等の調達費用として充当する予定です。これまで用途特化型機体及びプラットフォーム機体の開発及び事業投資として資金調達を行い、充当を進めてまいりましたが、さらなる機能開発の必要性、顧客からのフィードバックへの対応、量産販売体制の拡大等さらなる資金調達が必要と判断しております。

② 海外事業拡大のための研究開発費を含む運転資金

ターゲットとしているアメリカ市場への展開拡大として、認証取得・規制対応を含めた現地向けの機能開発、現地における販売・マーケティング体制の構築、日本における生産体制の構築に資金を充当することを予定しております。アメリカ市場においてはドローンに関する規制が頻繁に見直されており、それらの規制・規格にタイムリーに対応すべく、当社として開発を継続しております。また、販売拡大に伴う現地顧客からの機能要望に対する開発も予定しております。現地の販売体制構築として在庫保有・カスタマーサポートを含めた代理店網の構築、現地におけるプレゼンス拡大を目指したマーケティングを実施します。また、国内においては現地向け機体の量産に向けた体制構築、部材等の調達、輸出管理体制の強化に資金を充当する予定です。これまで海外事業向けの資金として資金調達を行い、充当を進めてまいりましたが、2023 年 1 月に米国拠点を設立して以降、2023 年 12 月に米国向け SOTEN の販売を開始するなかで、2024 年 10 月には 500 台の大型受注を獲得するなど、当社の事業

機会が大きく広がっていると確信し、より積極的な展開を進めてまいりました。さらなる成長を加速させるために今回の資金調達が必要と判断しております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当により調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、一層の事業拡大、収益の向上及び財務体質の強化を図ることが可能となり、結果として当社の中長期的な収益向上及び企業価値向上に寄与するものであると考えていることから、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権付社債の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため独立した第三者機関である株式会社赤坂国際会計（本社：東京都港区元赤坂一丁目1番8号、代表者：山本顕三）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に本新株予約権付社債の価値算定を依頼した上で、本新株予約権付社債の評価報告書（以下「評価報告書」といいます。）を受領いたしました。赤坂国際会計は、本新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2024年12月17日）の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（1,167円）、配当額（0円）、無リスク利率（0.7%）、当社株式の株価変動性（59.7%）及び市場出来高、割当予定先が市場出来高の一定割合の範囲内で一様に分散的に権利行使及び株式売却を実施すること等）を置き、本新株予約権付社債の評価を実施しています。

なお、本新株予約権付社債の転換価額につきましては、当社の財政状態及び経営状態や当社の株価推移を鑑み、割当予定先と協議の結果、1,051円と決定いたしました。なお、この転換価額は、本新株予約権付社債の発行に係る取締役会決議日の前営業日（2024年12月17日）における当社普通株式終値1,167円の90%（1円未満端数切上げ）に相当する額であり、当該取締役会決議日の前営業日までの直前1か月間の当社普通株式の終値単純平均値である1,159円に対して9.32%のディスカウント、同直前3か月間の当社普通株式の終値単純平均値である994円に対して5.73%のプレミアム、同直前6か月間の当社普通株式の終値単純平均値である906円に対して16.00%のプレミアムとなる金額です。

その上で、当社は、本新株予約権付社債の発行価格（各社債の金額100円につき金100円）を赤坂国際会計による評価額（各社債の金額100円につき99.4円から102.1円）の範囲内で決定しており、本社債に本新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益すなわち本新株予約権の実質的な対価と本新株予約権の公正な価値とを比較し、本新株予約権の実質的な対価が本新株予約権の公正な価値を大きく下回る水準ではなく、本新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

本新株予約権付社債の転換価額は、当該修正日以降、当該修正日に先立つ10連続取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い金額（1円未満の端数切り上げ）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。上記転換価額の修正における計算方法によることで、場合によっては当該修正日の前営業日における当社普通株式終値の90%を下回る可能性も否定できません。もっとも、当社といたしましては、割当予定先との交渉によって、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債と同様の計算方法を採用しているところ、当社の株価の変動傾向を踏まえると、特定の一取引日のみの株価ではなく一定期間の株価を基準とすることにより、急激な株価の変動を吸収できると考えており、また、かかる計算方法を前提として赤坂国際会計が算定した本新株予約権付社債の公正価値を踏まえて最終的な払込金額を決定しているため、当該計算方法も合理性があると判断しております。

なお、当社監査等委員会から、本新株予約権付社債の発行条件は、当社及び割当予定先から

独立した第三者算定機関である赤坂国際会計が本新株予約権付社債の算定を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権付社債の価格算定方法は金融工学により一般的に認められた合理的な方法であること、本新株予約権付社債の評価額に影響を及ぼす可能性のある主要な事実をその評価の基礎とし、その算定過程及び前提条件等に関して不合理な点は見当たらないこと、本新株予約権付社債の払込金額はかかる評価額の範囲に含まれているものであることから、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債が当初転換価額で全て転換されたと仮定した場合に交付される最大株式数は1,427,212株（議決権数14,272個）（但し、本新株予約権付社債が下限転換価額で全て転換されたと仮定した場合に交付される最大株式数は2,568,493株（議決権数25,684個））であり、これに係る希薄化率は、2024年9月30日現在の当社発行済株式総数14,930,675株及び2024年6月30日現在の議決権数148,968個を分母とした場合、9.56%（議決権ベースの希薄化率は9.58%）（本新株予約権付社債が下限転換価額で全て転換されたと仮定した場合は17.20%（議決権ベースの希薄化率は17.24%））（小数点第三位を四捨五入）に相当します。そのため、本新株予約権付社債の発行により、当社普通株式に相当の希薄化が生じることになります。

他方で、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社にとって本第三者割当による資金調達を実行する必要性は極めて高く、また、本第三者割当の規模はかかる資金調達の必要性に照らして最低限必要と考えられる規模に設定されています。また、本第三者割当は、他の資金調達方法との比較においても、最も適切な資金調達手法と考えられ、更に上記「(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」に記載のとおり、払込金額には合理性が認められます。なお、割当予定先の保有方針は、下記「6. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針」に記載のとおりであり、割当予定先によって市場で当社株式を売却されるおそれはありませんが、当社株式の取引量（直近6か月の1日平均売買高357,225株）から、市場で吸収できる当社株式の流動性が相応にあると考えております。以上の事情を踏まえれば、当該希薄化が株主の皆様と与える影響を考慮してもなお、本第三者割当には必要性及び相当性が認められると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 村田製作所

(1)	名称	株式会社村田製作所
(2)	所在地	京都府長岡京市東神足1丁目10番1号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 中島 規巨
(4)	事業内容	ファンクショナルセラミックスをベースとした電子デバイスの研究開発・生産・販売
(5)	資本金	694億44百万円
(6)	設立年月日	1950年12月23日
(7)	発行済株式数	1,990,612,843株(2024年6月27日現在)
(8)	決算期	3月31日
(9)	従業員数	73,165人
(10)	主要取引先	Hon Hai Technology Group
(11)	主要取引銀行	開示の同意が得られていないため、記載していません。

(12)	大株主及び持株比率	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	16.6%	
		株式会社日本カストディ銀行（信託口）	7.0%	
		日本生命保険相互会社	2.6%	
		株式会社京都銀行	2.5%	
		明治安田生命保険相互会社	2.5%	
		SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT （常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部）	2.4%	
		STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	1.8%	
		THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	1.4%	
		株式会社みずほ銀行	1.3%	
		GOVERNMENT OF NORWAY （常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	1.3%	
(13)	当事会社間の関係 （本書の日付現在）			
	資本関係	該当ありません。		
	人的関係	該当ありません。		
	取引関係	該当ありません。		
	関連当事者への 該当状況	該当ありません。		
(14)	最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態 （単位：百万円。特記しているものを除く。）			
	決算期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
	連結純資産額	2,263,912	2,359,942	2,555,609
	連結総資産額	2,809,171	2,858,303	3,037,895
	1株当たり連結純資産（円）	3,002.1	3,537.8	3,815.2
	連結売上高	1,812,521	1,686,796	1,640,158
	連結営業利益	424,060	298,231	215,447
	連結経常利益	-	-	-
	親会社の所有者に帰属する 当期利益	-	243,946	180,838
	基本的1株当たり連結当期利益 （円）	-	128.64	95.72
	1株当たり配当金（円）	130.00	150.00	102.00

(注) 1 2024年3月31日現在。但し、特記しているものを除きます。

2 「(14)最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態」のうち、「親会社の所有者に帰属する当期利益」及び「基本的1株当たり連結当期利益」の2022年3月期の数値につきましては、村田製作所が2023年3月期からIFRSに準拠して連結財務諸表を作成しており、算出していないため、記載しておりません。

3 村田製作所は、東京証券取引所プライム市場にその株式を上場しており、東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」においても「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」を表明しており、村田製作所に働く全

てのものが遵守すべき規範を示す「CSR 憲章」において反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を定めており、反社会的勢力との一切の関係遮断に向けて取り組んでいることを確認しております。その結果、村田製作所、村田製作所の役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係ないと判断しております。

② CVI

(注) 非公開のファンドである割当予定先に関する一部の情報については、当社取締役の早川研介が、Heights Capital Management, Inc. の Asia Pacific 地域投資責任者を通じて President である Martin Kobinger 氏に確認したものの、開示の同意が得られていないため、記載していません。なお、割当予定先が開示の同意を行わない理由につきましては、CVI 及び Heights Capital Management, Inc. は Susquehanna International Group に属する共通支配下の会社の一つであって、上記 2 社を含む Susquehanna International Group に属するエンティティは全て、外部資本の受け入れを行っていない非公開のエンティティであることから、資本構成や資本金・出資金の情報は極めて守秘性が高く、本国においても非公開の情報であるためと聞いております。

(1) 名称	CVI Investments, Inc.	
(2) 所在地	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands	
(3) 設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
(4) 組成目的	投資	
(5) 組成日	2015 年 7 月 1 日	
(6) 出資の総額	開示の同意が得られていないため、記載していません。	
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	開示の同意が得られていないため、記載していません。	
(8) 業務執行組合員の概要	名称	Heights Capital Management, Inc.
	本店の所在地	アメリカ合衆国、19801、デラウェア州、ウィルミントン、スイート 715、1201N オレンジストリート、ワン・コマース・センター
	代表者の役職・氏名	President Martin Kobinger
	事業内容	投資
	資本金	開示の同意が得られていないため、記載していません。
(9) 国内代理人の概要	名称	該当ありません。
	所在地	該当ありません。
	代表者の役職・氏名	該当ありません。
	事業内容	該当ありません。
	資本金	該当ありません。
(10) 当社と当該ファンドとの関係	当社と当該ファンドとの関係	当社が 2023 年 2 月 6 日に発行した新株式、第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び 2023 年第 1 回新株予約権について、CVI に割り当てております。本書の日付時点で第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債を 23 個、2023 年第 1 回新株予約権を 9,205 個保有しております。

	当社と業務執行組合員との間の関係	該当ありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当ありません。

- (注) 1 本書の日付現在。但し、特記しているものを除きます。
- 2 当社は、CVI との間で締結する本引受契約において、CVI から、CVI 及びその主な出資者が反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らの関係ない旨の表明保証を受けております。さらに、CVI 及びその業務執行組合員について、反社会的勢力であるか否か、並びに CVI 及びその業務執行組合員が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチ（代表取締役：羽田寿次、本社：東京都港区赤坂二丁目 16 番 6 号）に調査を依頼し、2024 年 12 月 5 日に調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、CVI 若しくはその業務執行組合員が反社会的勢力である、又は CVI 若しくはその業務執行組合員が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上により、当社は、CVI 並びにその業務執行組合員及び主な出資者が反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

① 村田製作所

下記「II. 本業務提携の概要 1. 本業務提携の目的及び理由」をご参照ください。

② CVI

上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の主目的」に記載のとおり、当社の置かれた状況を踏まえ、資金調達手法について検討してまいりました。村田製作所との検討の過程にて、既存投資家を含めて様々な観点から相談交渉した結果、従前より当社の決算発表後等に特定の取引に関連しない平常的な面談を複数回実施してきた、CVI の資産運用を行う会社である Heights Capital Management, Inc. の Asia Pacific 地域投資責任者との対話の中で、2024 年 11 月に当社に対し第三者割当を通じた資金調達に関する初期的な提案がありました。その後、当社は、Heights Capital Management, Inc. の 2023 年 2 月の当社に対する投資実績、また、その後の当社事業に関する事業理解、良好な関係を構築しながら投資先を育成していく投資方針に鑑み、本格的に資金調達に関する協議を開始することを決定し、Heights Capital Management, Inc. との間で調達金額について協議を行いました。その結果、村田製作所と検討を進めていた本資金調達のスキームについて合意するに至ったため、Heights Capital Management, Inc. が資産運用を行う CVI を割当予定先として選定し、村田製作所からの資金調達と合わせて CVI からの資金調達を行うことを決定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

① 村田製作所

村田製作所による本第三者割当による当社への投資は、本引受契約に基づき行われるものです。村田製作所との協議において、同社の株式保有方針が事業投資であり中長期的に継続して保有する方針であることを確認しております。

② CVI

本新株予約権付社債について、当社と CVI との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。なお、当社取締役の早川研介が、Heights Capital Management, Inc. の Asia Pacific 地域投資責任者を通じて Heights Capital Management, Inc. の President である Martin Kobinger 氏より本新株予約権付社債に関する CVI の保有方針は、純投資であり、本新株予約権付社債につき、現時点においては定まった行使の方針・順番を有している訳ではないものの、その時々において適切と考える態様で投資を進めていく方針であると聞いてお

ります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

① 村田製作所

村田製作所の2024年3月期決算短信及び2025年3月期第2四半期(中間期)決算短信に記載されている、売上高、総資産額、純資産額、現金及び現金同等物等の状況を確認した結果、払込みに必要な資金の確保及び保有の状況として問題ないと判断しております。

② CVI

当社は、CVIとの間で締結する本引受契約において、CVIは払込みに要する十分な財産を保有する旨の表明保証を受けております。また、当社は、CVIから、CVIが作成し、PricewaterhouseCoopers LLP(所在地:2001 Market Street, Suite 1800, Philadelphia, Pennsylvania 19103, United States)が監査した2023年12月31日現在の財産目録を受領しており、また、当社取締役の早川研介が、Heights Capital Management, Inc.のAsia Pacific地域投資責任者を通じてPresidentであるMartin Kobinger氏に対するヒアリングにより現金化できる流動資産があること及び自己資金での払込みであることを2024年12月12日に確認しており、CVIに割り当てられる本新株予約権付社債の発行に係る払込みに十分な財産を有することを確認しております。もっとも、2023年12月31日以降の財産目録については本書の日付現在作成されておらず、直近時点での財産目録は確認ができておりません。そのため、上記のヒアリングの結果にかかわらずCVIに急激な財産変動が生じている場合、払込みがされないリスクがあります。なお、CVIは、Susquehanna International Groupが有する自己資金で運用する機関投資家です。

(5) 株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、割当予定先との間において、本新株予約権付社債の転換により取得する当社株式に係る株券貸借契約を締結する予定はありません。

(6) ロックアップについて

本引受契約において、ロックアップに関する合意はございません。

7. 大株主及び持株比率

募集前(2024年6月30日現在)		第三者割当後	
日本郵政キャピタル株式会社	8.44%	日本郵政キャピタル株式会社	7.70%
野波 健藏	8.04%	野波 健藏	7.34%
IGLOBE PLATINUM FUND II PTE. LTD. (常任代理人みずほ証券株式会社)	5.84%	株式会社村田製作所	5.82%
株式会社菊池製作所	4.69%	IGLOBE PLATINUM FUND II PTE. LTD. (常任代理人みずほ証券株式会社)	5.33%
株式会社SBI証券	1.92%	株式会社菊池製作所	4.28%
早川 研介	1.77%	CVI Investments, Inc.	2.91%
五十嵐 恵美子	0.54%	株式会社SBI証券	1.76%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019 (常任代理人香港上海銀行東京支店カスタディ業務部)	0.40%	早川 研介	1.61%

鷺谷 聡之	0.38%	五十嵐 恵美子	0.49%
日本証券金融株式会社	0.38%	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019 (常任代理人香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	0.36%

- (注) 1. 募集前の持株比率は、2024年6月30日現在の株主名簿を基に作成しており、2024年7月1日以降に生じた持株比率の変動は反映しておりません。なお、割当後の大株主及び持株比率は本新株予約権が全て行使されたと仮定して算出しております。
2. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
3. 2019年12月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、レオス・キャピタルワークス(株)が2019年12月13日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名または名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
レオス・キャピタルワークス(株)	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号	368,000	3.48

4. 2020年6月2日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、スパークス・アセット・マネジメント(株)が2020年5月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名または名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
スパークス・アセット・マネジメント(株)	東京都港区港南一丁目2番70号 品川シーズンテラス6階	433,340	4.03

5. 2020年12月16日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、(株)東京大学エッジキャピタルパートナーズが2020年12月9日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名または名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
(株)東京大学エッジキャピタルパートナーズ	東京都文京区本郷七丁目3番1号	512,100	4.70

6. 2021年6月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、みずほ証券(株)及びその共同保有者が2021年5月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名または名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
---------	----	------------	------------

みずほ証券(株)	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	30,000	0.28
アセットマネジメント One(株)	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	305,400	2.80
アセットマネジメント One インターナショナル (Asset Management One International Ltd.)	Mizuho House, 30 Old Bailey, London, EC4M 7AU, UK	102,900	0.94
計	—	438,300	4.02

7. 2024年8月14日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ハイツ・キャピタル・マネジメント・インク (Heights Capital Management, Inc.) が2024年8月6日現在で以下の株式等を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名または名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
ハイツ・キャピタル・マネジメント・インク (Heights Capital Management, Inc.)	アメリカ合衆国、19801、デラウェア州、ウィルミントン、スイート715、1201N オレンジストリート、ワン・コマース・センター	1,886,597	11.23

(注) 保有株券等の数には、新株予約権及び新株予約権付社債の保有に伴う保有潜在株式の数が含まれております。

8. 今後の見通し

本第三者割当により調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」に記載の用途に充当することにより、一層の事業拡大、収益の向上及び財務体質の強化につながるものと考えておりますが、これによる2024年12月期の業績に与える影響は軽微であります。2025年12月期以降の業績への影響については、現在精査しており、今後公表する業績予想に織り込む予定です。なお、別途開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権付社債が下限転換価額で全て転換されたと仮定した場合に交付される最大株式数2,568,493株(議決権数25,684個)は、当社の総議決権数148,968個(2024年6月30日現在)に占める割合が17.24%にとどまります。このため、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないこと(本新株予約権付社債が全て下限転換価額で転換された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める経営者から一定程度独立した者より当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手並びに株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期
売上高	501百万円	1,635百万円	896百万円

営 業 利 益	△1,188 百万円	△2,203 百万円	△2,071 百万円
経 常 利 益	△1,213 百万円	△2,174 百万円	△2,102 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	△1,225 百万円	△2,591 百万円	△2,543 百万円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	△103.94 円	△209.77 円	△197.05 円
1 株 当 た り 配 当 金	0 円	0 円	0 円
1 株 当 た り 純 資 産	436.03 円	229.66 円	147.99 円

(注) 2021年12月期は、決算期変更により2021年4月1日から2021年12月31日までの9か月間となっております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2024年9月30日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	14,930,675 株	100.00%
現時点での転換価額(行使価額)における潜在株式数	2,109,102 株	14.13%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	2,109,102 株	14.13%
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	2,052,871 株	13.75%

(注) 上記潜在株式数の総数のうち、222,505株分は当社のストック・オプション制度に係るものであり、残りは2023年第1回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に係るものであります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期
始値	2,650 円	2,145 円	1,768 円
高値	3,005 円	2,359 円	1,811 円
安値	1,670 円	1,319 円	797 円
終値	2,098 円	1,784 円	903 円

(注) 2021年12月期は、決算期変更により2021年4月1日から2021年12月31日までの9か月間となっております。

② 最近6か月間の状況

	7月	8月	9月	10月	11月	12月
始値	884 円	777 円	848 円	840 円	900 円	1,172 円
高値	910 円	909 円	911 円	959 円	1,265 円	1,246 円
安値	759 円	589 円	765 円	735 円	870 円	1,022 円
終値	790 円	833 円	831 円	921 円	1,170 円	1,167 円

(注) 12月の株価については、2024年12月17日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2024年12月17日
始値	1,224 円
高値	1,230 円

安値	1,153 円
終値	1,167 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による新株式の発行

払込期日	2023年2月6日
発行新株式数	普通株式 220,500 株
発行価額	1株につき1,539円
資金調達額	339,349,500円
割当先	CVI Investments, Inc.
募集時における発行済株式数	12,380,835株
発行時における当初の資金使途	① 用途特化型機体及びプラットフォーム機体の開発・評価等の研究開発費 ② 海外事業拡大のための研究開発費を含めた運転資金 ③ TAKEOFF ソフトウェアの開発
発行時における支出予定時期	2023年2月～2024年12月
現時点における資金の充当状況	① 研究開発費として213百万円を充当済み ② 運転資金として84百万円を充当済み ③ TAKEOFF ソフトウェアの開発として41百万円を充当済み (注) 資金調達の額全額について充当済み

(注) 詳細につきましては2023年1月20日付「第三者割当による新株式、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び2023年第1回新株予約権の発行並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

② 第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

払込期日	2023年2月6日
資金調達額	1,389,500,000円(差引手取概算額:1,245,360,000円)
未償還金額	798,962,500円
転換価額	当初転換価額1,985円(発行決議日現在の転換価額827円)
募集時における発行済株式数	12,380,835株
割当先	CVI Investments, Inc.
当該募集による潜在株式数	700,000株
現時点における転換状況	491,825株につき、転換済み
発行時における当初の資金使途	① 用途特化型機体及びプラットフォーム機体の開発・評価等の研究開発費 ② 海外事業拡大のための研究開発費を含めた運転資金 ③ TAKEOFF ソフトウェアの開発

発行時における 支出予定時期	2023年2月～2024年12月 (現時点における支出予定時期は2023年2月～2025年12月です。)
現時点における 資金の充当状況	① 研究開発費として778百万円を充当済み ② 運転資金としては315百万円を充当済み ③ TAKEOFFソフトウェアの開発として125百万円を充当済み

(注) 詳細につきましては2023年1月20日付「第三者割当による新株式、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び2023年第1回新株予約権の発行並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

③ 第三者割当による2023年第1回新株予約権の発行

割 当 日	2023年2月6日
発行新株予約権数	9,205個
発行価額	総額8,045,170円(新株予約権1個当たり874円)
行使価額	当初行使価額1,985円(発行決議日現在の行使価額878.11円)
発行時における 調達予定資金の額	1,835,237,670円
割 当 先	CVI Investments, Inc.
募集時における 発行済株式数	12,380,835株
当該募集による 潜在株式数	920,500株
現時点における 行使状況	0株
現時点における 調達した資金の額	0円(発行価額を除く。)
発行時における 当初の資金用途	① 用途特化型機体及びプラットフォーム機体の開発・評価等の研究開発費 ② 海外事業拡大のための研究開発費を含めた運転資金 ③ TAKEOFFソフトウェアの開発
発行時における 支出予定時期	2023年2月～2024年12月 (現時点における支出予定時期は2023年2月～2025年12月です。)
現時点における 資金の充当状況	① 研究開発費として709百万円を充当予定 ② 運転資金として100百万円を充当予定 新株予約権の行使が進んでいないため、現時点において調達はできておりませんが、新株予約権の行使期間までに行使がなされた場合、上記各資金用途に充当予定です。

(注) 1. 現時点における資金の充当状況に記載の各資金用途への充当予定金額は、2023年11月27日付「第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額及び2023年第1回新株予約権の行使価額の調整並びに資金用途の変更に関するお知らせ」にて公表いたしました。2023年第1回新株予約権の行使による調達金額に係る変更後の各資金用途の金額を記載しております。2023年第1回新株予約権の行使による調達金額に係る変更前の各資金用途の金額は、①用途特化型機体及びプラットフォーム機体の開発・評価等の研究開発費として927百万円、②海外事業拡大のための研究開発費を含めた運転資金として600百万円、③TAKEOFFソフトウェアの開発として300百万円です。

2. 詳細につきましては2023年1月20日付「第三者割当による新株式、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び2023年第1回新株予約権の発行並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

④ 海外公募による新株式の発行

払込期日	2023年11月29日
発行新株式数	普通株式 1,500,000株
発行価額	1株につき878.11円
資金調達額	1,317,165,000円
募集時における発行済株式数	12,813,865株
発行時における当初の資金使途	① 用途特化型機体及びプラットフォーム機体の研究開発費及び量産に関わる事業投資 ② 海外事業拡大のための研究開発費を含めた運転資金
発行時における支出予定時期	2023年11月～2025年12月
現時点における資金の充当状況	① 用途特化型機体及びプラットフォーム機体の研究開発費及び量産に関わる事業投資として1,000百万円を充当済み ② 海外事業拡大のための研究開発費を含めた運転資金として291百万円を充当済み (注) 資金調達額全額について充当済み

(注) 詳細につきましては2023年11月13日付「海外募集による新株式発行に関するお知らせ」をご参照ください。

II. 本業務提携の概要

1. 本業務提携の目的及び理由

当社グループは、「技術を通じて、人々をもっと大切なことへ」というミッションのもと、「最先端のロボティクス技術を追求し、社会インフラに革命を」というビジョンを掲げております。労働人口の減少や高齢化による人手不足の深刻化が進む一方で、インフラ設備の老朽化による設備点検・維持業務の増加や、生活様式の変化に伴うEC化による宅配業務の増加など、労働力の供給不足及び需要と供給の不一致は社会的な課題となっております。これらの社会課題に対し、当社グループはコアである独自開発の制御技術とそれを利用した産業用ドローンの社会実装により、当社グループのミッション・ビジョンの実現を通じて解決を目指しております。

村田製作所は、持続的な企業価値の向上を図るため、長期視点で目指す方向性や必要な備えについて示すものとして長期構想「Vision2030」を策定しております。Vision2030で掲げるありたい姿は「ステークホルダーとの共創」を中心に据えており、ステークホルダーとの対話や共創を通じて、持続的な価値創造を目指しております。

村田製作所はグローバルマーケットにおける圧倒的なプレゼンスに加え、材料から製品までの一貫生産体制を構築し、材料技術や生産技術などに継続的に投資することにより得られた技術から、各機能が連携して新製品を創出し、顧客のニーズに応える能力を有します。また、迅速な量産化と生産管理システムを活用して、顧客のニーズに迅速かつ的確に応えております。

村田製作所が産業向けドローン市場の長期的な成長を見込む中で、2024年8月に当社と事業における連携の可能性を検討する面談を実施いたしました。当社が資金調達を行うために、

様々な資金調達方法を検討していましたが、2024年10月に村田製作所から今後の事業面に関する連携の可能性及び本第三者割当の提案を受けました。

当社は、村田製作所が有するグローバルなプレゼンス、新製品開発を実現する生産技術、生産管理システム、品質マネジメントシステムと、当社が有するドローン制御技術及びドローン活用の深い知見を組み合わせることで、両社にて高い相乗効果を実現できると考えております。

本業務提携契約の主な内容は以下のとおりです。

- ① (i) 村田製作所が開発・生産する通信やセンサ等のデバイスのドローン製品への搭載の検討(ii)両社が有する技術的強み、顧客基盤等を活用することで顧客ニーズを満たす製品の開発・生産・販売における相互の連携
- ② 本業務提携の推進のためのステアリングコミッティを組成・設置し、(i)経営数値報告(受注、売上、損益)及びキャッシュフロー、(ii)(i)以外の合理的なKPI、(iii)協業項目の計画や進捗並びに(iv)調達資金の充当状況の報告、確認等を協議すること。なお、その他のステアリングコミッティの詳細は当社及び村田製作所が別途協議の上決定するものとする。

2. 本業務提携契約締結先の概要

本業務提携契約締結先の概要は、上記「I. 本第三者割当の概要 6. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要 ① 村田製作所」をご参照ください。

3. 本業務提携の日程

(1) 取締役会決議日	2024年12月18日
(2) 本引受契約締結日	2024年12月18日
(3) 本業務提携契約締結日	2024年12月18日
(4) 本新株予約権付社債発行に係る払込期日	2025年1月10日

4. 今後の見通し

上記「I. 本第三者割当の概要 8. 今後の見通し」をご参照ください。

(参考) 当期連結業績予想(2024年11月13日公表分)及び前期連結実績

(単位:百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する当期 純利益
当期業績予想 (2024年12月期)	2,900	△2,430	△2,030	△2,060
前期実績 (2023年12月期)	896	△2,071	△2,102	△2,543

以上

別紙

**株式会社ACSL第2回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
発行要項**

1. 社債の名称

株式会社ACSL第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 社債の総額

金 1,500,000,000 円

3. 各社債の金額

金 31,250,000 円の 1 種

4. 払込金額

各本社債の金額 100 円につき金 100 円

5. 本新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する新株予約権付社債券を発行しない。なお、本新株予約権付社債は会社法第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

6. 利率

年率 2 %

7. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

8. 申込期日

2025 年 1 月 10 日

9. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日

2025 年 1 月 10 日

10. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権付社債を以下のとおり割り当てる。

株式会社村田製作所 32 個

CVI Investments, Inc. 16 個

11. 本社債の償還の方法及び期限

(1) 本社債は、2030 年 2 月 8 日にその総額を本社債の金額 100 円につき金 100 円で償還する。

- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割（吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本新株予約権付社債に基づく当社の義務を引き受ける場合に限る。）、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の株式会社に引き受けられ又は承継されることとなるもの（以下「組織再編行為」という。）につき当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会）で承認決議した場合、償還日（当該組織再編行為の効力発生日の前日とする。）の2週間前までに本新株予約権付社債の社債権者（以下「本新株予約権付社債権者」という。）に通知した上で、残存する本社債の全部（一部は不可）を各社債の金額100円につき100円で償還する。
- (3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (4) 当社は、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を買い入れることができる。買い入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、本社債又は本新株予約権の一方のみを消却することはできない。

12. 本社債の利息支払の方法及び期限

- (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日（同日を含む。）から償還日（同日を含む。）までこれを付し、2025年2月10日を第1回の利払日としてその日（同日を含む。）までの分を支払い、その後毎年2月10日（最終回の利払日に関しては償還日）に、当該利払日の直前の利払日（第1回の利払日に関しては払込期日）の翌日（同日を含む。）から当該利払日（同日を含む。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）について、各々その日までの利息計算期間相当分を支払う。但し、1年に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。
- (2) 利払日が銀行休業日にあたる場合は、その支払いは当該利払日の直前の銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (3) 本社債の償還後は、利息は発生しない。
- (4) 本社債が、2030年2月8日よりも前に償還される場合、当該償還される本社債の利息は、当該償還日の直前の利払日（第1回の利払日より前に本社債が償還される場合においては払込期日）の翌日（同日を含む。）から当該償還日（同日を含む。）までの期間について、当該償還日に支払われる。また、本新株予約権が行使された場合、当該本新株予約権の行使請求の効力発生日の直前の利払日後における当該本新株予約権に係る本社債の利息は発生しない。

13. 本新株予約権の内容

(1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計48個の本新株予約権を発行する。

(2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を本項第(4)号(ロ)に定める転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

(イ) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。

(ロ) 転換価額は、当初1,051円とする。但し、転換価額は下記(ハ)及び(ニ)の規定に従って修正又は調整される。

(ハ) 転換価額の修正

2025年8月6日、2026年2月6日、2026年8月6日、2027年2月6日、2027年8月6日、2028年2月6日、2028年8月6日、2029年2月6日及び2029年8月6日（以下、個別に又は総称して「修正日」という。）において、当該修正日以降、当該修正日に先立つ10連続取引日において株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い金額（1円未満の端数切り上げ）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の転換価額が584円（以下「下限転換価額」といい、下記(ニ)の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とし、修正日にかかる修正後の転換価額が1,401円（以下「上限転換価額」といい、下記(ニ)の規定を準用して調整される。）を上回ることとなる場合には転換価額は上限転換価額とする。

(ニ) 転換価額の調整

① 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、下記②に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

② 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 下記④(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- (iii) 下記④(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記④(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、ストックオプション制度に基づき新株予約権を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記④(ii)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- (v) 本号(i)乃至(iii)の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(i)乃至(iii)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & - & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により}}{\text{調整後転換価額}} \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- ③ 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- ④ (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(但し、上記②(v)の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (iii) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記②(ii)の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- ⑤ 上記②記載の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- (i) 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

- (ii) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - (iii) 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - ⑥ 上記②の規定にかかわらず、上記②に基づく調整後の転換価額を初めて適用する日が上記(ハ)に基づく転換価額の修正の効力発生日と一致する場合には、当社は、必要な転換価額、下限転換価額及び上限転換価額の調整を行う。
 - ⑦ 転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記②(v)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (5) 本新株予約権を行使することができる期間
- 2025年1月14日から2030年2月4日まで（以下「行使請求期間」という。）とする。
- 但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。
- (イ) 当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日
 - (ロ) 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日
 - (ハ) 第11項第(2)号に基づき本社債が繰上償還される場合は、当該繰上償還に係る通知がなされた日以降
- (6) 本新株予約権の行使の条件
- 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (7) 本新株予約権の取得条項
- 本新株予約権の取得条項は定めない。
- (8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 本新株予約権の行使請求の方法
- (イ) 本新株予約権付社債権者は、本新株予約権を行使する場合、行使請求期間中に第19項に定める行使請求受付場所に対し、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
 - (ロ) 本号に従い行使請求が行われた場合、その後これを撤回することができない。

(ハ) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全部の事項（本新株予約権を行使する旨、行使に係る本新株予約権の数及び本新株予約権を行使する日）の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。

(10) 当社は、本新株予約権の行使の効力が発生した日以後、遅滞なく振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

14. 担保提供制限

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも、担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。

15. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

16. 元利金支払事務取扱場所（元利金支払場所）

株式会社ACSL 経営管理ユニット

17. 本新株予約権付社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

18. 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は通知する。

(2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

(3) 本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

19. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

20. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、

本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

21. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権付社債発行に関し必要な事項は、当社代表取締役CEOに一任する。

以 上